

ショートステイ野桑の里 利用契約書

社会福祉法人高嶺福祉会
ショートステイ 野桑の里

() 様とショートステイ野桑の里(以下、「施設」といいます)は、施設が利用者に対して行う短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護サービスについて、次のとおり契約します。

第1条 (契約の目的)

施設は、利用者に対し、介護保険法令の趣旨にしたがって、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護を提供し、利用者は施設に対し、そのサービスに対する料金を支払います。

第2条 (契約期間)

この契約の契約期間は、令和 年 月 日から利用者の要介護・要支援認定の有効期間満了日までとします。ただし、契約満了の2日前までに利用者から施設に対して文書により契約終了の申し出がない場合、契約は自動更新されるものとします。

- 2 利用者は、利用開始予定日から3日間以上の猶予をおいて、施設に対し、利用期間の変更を申し入れることができます。また、利用者は、契約期間中であれば、短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護の追加利用を申し込むことができます。これに対し、施設は、居室が確保できないなど正当な理由がない限りこれを断りません。
- 3 利用者は、利用開始日の入所時間、利用終了日の退所時間は、利用者、施設双方で協議の上決定します。
- 4 利用者は、契約期間満了日から次の要介護認定の有効期間満了日までの期間を契約期間として契約を更新することができます。この場合、契約期間満了日までに更新後の契約期間中の利用期間を登録するものとします。ただし、他の利用者の登録により、すでに定員に達している期間を含めた利用期間は登録できません。

第3条 (施設サービス計画)

利用期間が4日間以上の場合、施設は利用者の日常生活全般の状況および希望を踏まえ、「居宅サービス計画」に沿って「施設サービス計画」を作成します。施設はこの「施設サービス計画」の内容を利用者およびその家族に説明します。

第4条 (短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護の提供場所・内容)

- 1 短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護の提供場所は野桑の里です。
- 2 施設は、「施設サービス計画書」が作成されている場合には、当該計画に沿ってサービスを提供します。
- 3 施設は、サービス提供にあたり、利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束を行いません。緊急やむを得ない場合でも、原則家族等と協議を行います。

- 4 利用者は、サービス内容の変更を希望する場合には、施設に申し入れることができます。その場合、施設は、可能な限り利用者の希望に添うようにします。

第5条（サービスの提供の記録）

- 1 施設は、サービス提供記録を作成することとし、短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護の終了後5年間保管します。
- 2 利用者は、月曜～金曜の午前10時から午後4時の間にその事業所にて、第1項のサービス提供記録を閲覧できます。
- 3 利用者は、当該利用者に関する第1項のサービス提供記録の複写物の交付を受けることができます。

第6条（料金）

- 1 利用者は、サービスの利用料として【重要事項説明書】に定める利用単位毎の料金をもとに計算された合計額を施設に支払います。
- 2 施設は、料金の合計額の請求書に明細を付して、原則として翌月15日までに利用者に送付します。
- 3 利用者は、料金の合計額を翌月20日～月末までに現金又は、口座振替の方法で支払います。

第7条（利用期間中の中止）

- 1 緊急時を除き、利用者は、施設に対して前日までに申し出ることにより、利用期間中でも退所することができます。この場合の料金は実際の退所日までの日数を基準に計算します。
- 2 施設は、利用者の体調が良好でなく施設での生活に支障があると判断した場合、利用期間中でもサービスを中止することができます。
- 3 第1項、第2項に定める他、利用期間中に利用者が入院した場合、短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護は終了となります。この場合の料金は入院日までの日数を基準に計算します。

第8条（料金の変更）

- 1 事業者は、介護保険法その他の関係法令の変更、利用者の要介護度の変更その他の理由により、介護報酬の利用者負担分、滞在費及び食費に変更が生じた場合には、当該理由による変更額を上限として変更後の介護報酬の利用者負担分、滞在費及び食費を請求することができるものとします。
- 2 介護保険給付対象外のサービス利用料を変更するには、1か月前までに文書で通知し、利用者がその変更に同意することを必要とするものとします。
- 3 前2項のいずれにおいても、事業者は利用者、利用者の後見人、利用者の家族等の関係者に対して変更の理由を十分に説明します。
- 4 利用者は第1項及び第2項に定める変更に同意することができない場合には、本

契約を解約することができます。

- 5 利用者が料金の変更を承諾する場合、新たな料金に基づく【重要事項説明書】を作成し、お互いに取り交わします。

第9条（契約の終了）

- 1 利用者は、現にサービスを利用している期間を除き、施設に対して文書で通知することにより、いつでもこの契約を解約することができます。
- 2 施設はやむを得ない事情がある場合、利用者に対して、30日間の予告期間において理由を示した文書で通知することにより、この契約を解約することができます。
- 3 次の事由に該当した場合は、施設は利用者に対して文書で通知することにより、直ちにこの契約を解約することができます。
 - ① 利用者が施設に支払うべきサービス利用料金を正当な理由なく90日以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず30日間以内に支払われない場合。
 - ② 利用者またはその家族が、施設や職員または他の利用者に対して、この契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合。
- 4 次の事由に該当した場合は、この契約は自動的に終了します。
 - ① 利用者が他の介護保険施設に入所した場合。
 - ② 利用者の要介護認定区分が、非該当（自立）と認定された場合。
 - ③ 利用者が死亡した場合。

第10条（秘密保持）

- 1 施設および職員は、サービス提供をする上で知り得た利用者およびその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。
- 2 施設は、利用者からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いません。
- 3 施設は、利用者の家族からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、当該家族の個人情報を用いません。

第11条（賠償責任）

施設は、サービスの提供にともなって、施設の責めに帰すべき事由により利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合は、利用者に対してその損害を賠償します。

第12条（緊急時の対応）

施設は、現に短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護の提供を行っているときに利用者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、あらかじめ届けられた連絡先へ可能な限り速やかに連絡するとともに医師に連絡を取る等必要な措置を講じます。

第 13 条（連携）

施設は、短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護の提供にあたり、介護支援専門員および保健医療サービスまたは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。

第 14 条（相談・苦情対応）

施設は、利用者からの相談、苦情等に対応する窓口を設置し、短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護に関する利用者の要望、苦情等に対し、迅速に対応します。

第 15 条（本契約に定めのない事項）

- 1 利用者および施設は、信義誠実をもってこの契約を履行するものとします。
- 2 この契約に定めのない事項については、介護保険法令その他諸法令の定めるところを尊重し、双方が誠意を持って協議のうえ定めます。

第 16 条（裁判管轄）

この契約に関してやむを得ず訴訟となる場合は、利用者および施設は、利用者の住所地を管轄する裁判所を第一審管轄裁判所とすることをあらかじめ合意します。

上記の契約を証するため、本書 2 通を作成し、利用者、施設が署名の上、1 通ずつ保有するものとします。

契約締結日 令和 年 月 日

契約者氏名

事業者

所在地 兵庫県赤穂郡上郡町野桑 3 0 2 7 番地

施設名 社会福祉法人 高嶺福祉会

ショートステイ野桑の里

管理者名 施設長 村田 博之 印

利用者

住所

氏名 印

(代理人)

住所

氏名 印

(利用者本人との関係)